

# 保健福祉 よろず相談!

## 第3回 淀川区オレンジチーム(前編)

### どんなことをするの?

認知症でお困りの方から相談を受け、認知症専門病院や、必要な支援機関につなげるチームです。支援終了後でも困ったときには、ご相談ください。高齢者の認知症の方はもちろん、40歳以上の若年性認知症・脳血管性認知症の方も相談できますよ!



いまい ちよみ  
今井 知世美 さん、  
の だ た かね  
野田 隆照 さん、  
もりぐち ひろし  
森口 浩 さんの  
3人で活動しています。

### オレンジ教室を開催しています

年に4回、医師や作業療法士など各種専門家を招いて「オレンジ教室」を開催。体操やカードゲームを交えつつ、人生の結びをどうしたいかなどを考える、人気の教室です。興味のある方は、オレンジチームにご連絡ください。

### 問合せ 淀川区オレンジチーム

西宮原1-6-45 淀川区東部地域包括支援センター内  
☎6391-3770  
保健福祉課(保健福祉)3階32番 ☎6308-9857

# あなたが撮った写真📷で「くらしの便利帳」の表紙を飾りませんか?

今年秋頃発行予定の「大阪市くらしの便利帳(淀川区)」の表紙を飾る、淀川区の風景写真を募集します。皆さんの素敵な写真をお待ちしています!

**応募期間** 6月1日(木)~30日(金)

**対象** どなたでも



応募方法等詳しくはHPをご確認ください

**問合せ** 政策企画課(広報)5階51番 ☎6308-9404

## 淀川区住みます芸人

# 「はるかぜとともに」の ハッピーハピネスおたより

1通目 区内のイベントに初参加!



はるかぜとともに サジです。先日、淀川区おやこフェスティバルのMCを務めさせて頂きました! イベントではいろんな演し物があり、中でも子どもたちのダンスには感動しちゃいました。何だかすごいパワーをもらった気がします! このみんなからもらったパワーで僕達も漫才、コント何でも頑張っていきます!!

## 区役所職員の豆知識リレー

27人目

### センキョのヒミツ

総務課 南係員



投票用紙は「紙」じゃない?

選挙で有権者の皆さまが投じる大切な一票。実は、紙ではなく合成樹脂(プラスチック)でできています。投票用紙を折り曲げて投票しても、投票箱の中で勝手に開いてくれる不思議な力があり、開票作業の時間短縮に役立っています。また、書き心地も滑らかで、水に強く破れにくいんです。同じ素材で作られたメモ帳なども市販されているそうなので、探してみたいはいかがでしょうか?

### 編集後記

巻頭で、栄養バランスのとりにやすい食事スタイルである「一汁三菜」をご紹介しましたが、毎月13日は「一汁三菜の日」ってご存じでしたか? 「一汁三菜」と「13」の読み方が似ていることが由来のようです。(広報担当:岸本)



▲一汁三菜の日をきっかけに、食生活を見直してみませんか?

## よどマガ! に広告を掲載しませんか?

発行部数122,300部! 区民の皆さんに親しまれている「よどマガ!」に広告を掲載しませんか? 区民や区内の事業所に広くアピールできるチャンスです! お問合せは広告代理店の株式会社ウィットまで。 **問合せ** 株式会社ウィット ☎072-668-3275

## 淀川区役所公式 Instagram

「あ、淀川区にもこんな景色あったんだ」まだみんなに知られていない、淀川区の魅力を教えてください。

yodogawa + watch  
= yodogawatch

1. 淀川区内で写真を撮る
2. [#yodogawatch]をつける
3. 撮影場所がわかるように投稿

投稿していただいた魅力的な一枚を、淀川区役所公式Instagramやよどマガ!誌面でご紹介します。ka\_zu\_ki\_chi305さん、ポストありがとうございました!



淀川区役所公式 Instagramはこちら



問合せ 政策企画課(広報)  
5階51番 ☎6308-9404

## 今月の イベントピックアップ!

### 6月イベントカレンダー

5日(月)	食育パネル展～19日(月) ▶3面 「ものがたりのちから」実行委員申込開始 ▶4面 教科書(見本)展示～7月5日(水) ▶5面
7日(水)	ゆめちゃん☆ハッピールーム申込開始 ▶6面
8日(木)	「離婚・養育費」無料相談申込開始 ▶6面
9日(金)	ゆめちゃん☆ハッピールーム特別編申込開始 ▶6面
16日(金)	特設人権相談 ▶6面
25日(日)	日曜開庁日 ▶6面

### 7月イベントカレンダー

3日(月)	妊婦教室申込開始 ▶8面
4日(火)	市営住宅申し込みのしおり配布開始～18日(火) ▶6面
10日(月)	プレパパ・ママ教室申込開始 ▶6面

## 多加志の ところざし

淀川区長  
おかもと たかし  
岡本 多加志



### 淀川区では災害に備えて要援護者を支援する仕組みの構築が進んでいます

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者や障がい者など支援が必要な要援護者と呼ばれる方々の名簿の作成が義務付けられました。

また、令和3年5月に同法の一部改正により、災害時における要援護者の個別避難計画の策定が努力義務となり、概ね5年程度で作成に取り組むこととされています。

淀川区役所では、名簿を地域に提供することに同意いただいた要援護者に対し、日頃の見守り活動と、災害時に避難所や津波避難ビルなどへ一緒に逃げるといった避難支援活動が一体となった仕組みの構築を、淀川区将来ビジョン2025や第3期の淀川区地域福祉ビジョンに掲げ取り組みを進めています。

本年1月24日には北中島地域活動協議会、2月14日に三

津屋地域活動協議会、3月18日に新東三国地域活動協議会、そして、4月24日に西中島地域活動協議会と、淀川区役所との間で個別避難計画策定にかかる協定書を締結し、各地域で個別避難計画の策定作業が始まっています。予定では2025年度末までに、淀川区18地域でこの仕組みを導入していきます。

ところで、6月から10月末までは出水期と言われ、梅雨末期に多く見られる集中豪雨や台風による被害が、例年全国各地で発生しています。

区民の皆様、まずは自分の命、家族の命を守るために、「3日以上(3日以上)の飲料水・食料・日用品の備蓄」、防災マップでの「避難場所や避難経路の確認」、また、地震に備えて「家具などの固定」など災害への備えをお願いします。

広告

